

シャーウッドのウィリアムの *Introductiones in Logicam* における項辞の自体的な代示について

阿南貴之

0. はじめに

ペトルス・ヒスパヌス (ca. 1205, ca. 1210, ca. 1220-1277) やオセールのランベール (fl. ca. 1250) は本性的代示 (*suppositio naturalis*) を諸代示の区分の一つとして採用することから、項辞が命題中にあるかを否かに関わらず代示をもつと考えていたことが明らかであるのに対して、同時代のシャーウッドのウィリアム (ca. 1200-ca. 1267) は本性的代示という区分は諸代示の区分のうちには採用しない。しかしシャーウッドのウィリアムも先にあげた二者と同様に、命題の形式をもつ文のうちにはない項辞も代示をもつと考えていたであろうことは *de Rijk* によって既に指摘されている。*de Rijk* が指摘したように¹、シャーウッドのウィリアムもまた、項辞は命題の一部を構成する場合にのみではなくて、命題の一部であることから離れても代示をもつと考えていたとみなすことには賛成できる。*de Rijk* は自身の本性的代示解釈が他の項辞論者にも当てはまることを示すためにシャーウッドのウィリアムに言及したと思われるので、氏の主張の主題とは外れることではあるが、*de Rijk* が当該の論文においてシャーウッドの例として取り上げた箇所とは一見矛盾するような箇所を、同じくシャーウッドのテキストにおいて見出すことができる。整合性をもって解釈するとすれば、このことはどのように解決できるかについて、本

稿では取り扱う。

1. ヒスパヌスの代示

論述を進める前に、代示の理論についての簡単な説明を行いたい。ここでは代示論の概要を示すためにヒスパヌスの代示についての記述を引用したい。

Suppositio vero est acceptio termini substantivi pro aliquo. [Petrus Hispanus, *Summule Logicales*, p. 80. 8-9]

しかし代示とは実体的項辞をなにか或るもの代わりとしてうけとることである。

以上のように述べられている。オッカムが代示を説明する際に、「項辞の表示について述べたので、命題においてあるのでなければ決して項辞に相応しくない特性であるところの代示について述べるものが残っている (*Dicto de significatione terminorum restat dicere de suppositione, quae est proprietas conveniens termino sed nunquam nisi in propositione*)」(William of Ockham. *Summa Logicae*, Pars 1, Cap. 63. p. 193. 2-3) というように、命題の中においてのみ項辞がもつ特性であると、強調して限定している点で異なっている。ひとまずヒスパヌスにとって代示とは、項辞が実体的な事物の代理をする作用であると述べることができるであろう。例えば「或る人が走る」と述べられる場合にこの「人」が走っている或る人を指示するものとして機能するようにである。また、代示について論述する際に、命題中においてのみ項辞がもつ特性であると限定していない点、また実体的な事物の代わりと

¹L. M. de Rijk. "The Development of *Suppositio Naturalis* in Mediaeval Logic I. Natural supposition as non-contextual supposition" *Vivarium*, p. 71-107.

なることが言及されている点において、ヒスパヌス、シャーウッドのウィリアム、²オセールのランベール³らは合致している。

2. 本性的代示:ヒスパヌスとランベール

項辞が実体を指示する作用が代示と呼ばれることについては確認できたので、次に本性的代示とはどのようなものであると、ヒスパヌスやランベールが論じているかについて確認しよう。それぞれ、以下のように述べている。

Suppositio naturalis est acceptio termini communis pro omnibus a quibus aptus natus est participari, ut 'homo' per se sumptus de natura sua supponit pro omnibus hominibus qui fuerunt et qui sunt et qui erunt. [Petrus Hispanus, *Summule Logicales*, p. 81. 2-5]

本性的代示とは共通項辞を、それに由来して割り当てられることが生来であるところのすべてのものの代わりとみなすことである。例えば「人」という共通項辞は自らの能力によってかつてあった人々、いまある人々、これからある人々の全てを代示する。

Naturalis suppositio est quam habet terminus a se et a natura sua: hanc dicitur habere terminus quando per se ponitur id est quando nulli alii adiungitur; terminus vero habens illam suppositum non solum supponit pro hiis que participant formam suam, scilicet pro presentibus preteritis futuris. [Lamber of Auxerre. *Logica(Summa Lamberti)*, p. 208. 29-35]

本性的代示は、項辞自身によって、そしてその本性によって項辞がそれをもつところの代示である。項辞が自体的にとられるとき、すなわち、どのような他の項辞も付加されないとき、項辞は本性的代示をもつと言われる。しかし本性的代示をもつ項辞はこれらが分有する形相そのものを代示するのみではなくて、かえって形相そのものを分有するもの全てを、すなわち現在あるものも過去にあったものも未来にあるものも代示する。

このように、ヒスパヌスとランベールにとって本性的代示とは、項辞が自体的に全時間にわたる代示の対象を代示する作用である。de Rijk はヒスパヌスの本性的代示を、実際に命題中にあるか否かを問わず、項辞が表示作用をもつこと

に対応してもつ作用という解釈を註1に記した論文において記している。このように、項辞が命題中にあるか否かに関わらず自体的に代示の対象をもつと考えることが、他の項辞論者達にも該当するものとされることを示すために、de Rijk はシャーウッドのウィリアムのテキストを挙げている。

3. 自体的代示:シャーウッドのウィリアム de Rijk が挙げる箇所は以下である。

Et apponitur hoc membrum >non-restrictus<, quia si sit restrictus, potest supponere pro non enti, ut hic: >homo, qui fuit, est non ens<. Sed intellige, quod restringere est proprie cogere aliquid esse in breviori loco quam suae naturae competit. Et ad eius similitudinem dicitur implicatio. Et similiter dictio adiectiva dicitur restringere terminum communem. Unde de talibus restrictionibus intelligendum est hic et non de verbo, licet quandoque restringat, ut hic »homo currit«. Iste terminus >homo< secundum se potest supponere pro praeteritis, praesentibus et futuris, sed coarctatur hic ad praesentes per verbum praesentis temporis. [William of Sherwood. *Introductiones in Logicam*. S. 156. 325-335]

そして「制限されない」というこの部分は措定される、なぜならもし制限されているのであれば、非存在者を代示するからである。例えば、次のように。「在ったところの人は非存在者である」。しかし次のことを認識しなさい、「制限すること」は固有な仕方では或るものをその本性が適するよりも狭い場所においてあるように追い込むことであることを。そして、これと類似のものについてインプリカチオと呼ばれる。そして同様に、付加的形容詞は共通項辞を制限すると言われる。そこから、このような制限作用についてここで知られねばならず、動詞について知られねばならないのではない、例えばあるときには「人は走る」のように制限することができるのではあるのだけれども、この「人」という項辞は自体的には現在あるところの人、過去の人と未来の人を代示するが、しかしここでは現在時制の動詞によって現在のものへと縮減されている。

以上のように、シャーウッドのウィリアムは動詞による制限の例として「人が走る (homo cur-

²William of Sherwood. *Introductiones in Logicam*, S. 132. 7-8

³Lambert of Auxerre. *Logica(Summa Lamberti)*, p. 207. 22-29

rit)」を挙げ、項辞「人 (homo)」は自体的には現在、過去、未来の人を代示し得るが、しかし現在時制の動詞である “currit” によって「人」は代示対象を現在のものへと縮減されると述べている。

これらの記述を見る限りで確かに、ヒスパヌスら三者は他の項辞とともに置かれるか否かを問わないで、項辞がそれ自身として全時間的に代示対象を代示しようと考えていたようである。しかし、後の箇所では、シャーウッドのウィリアムは先に彼が述べたことと矛盾するようなことを述べていると思われる。

4. 他の箇所での自体的代示についての言及

以下に引用する箇所が、一見すると先に挙げた箇所と矛盾するように思われる。

Vel aliter, si proprie velimus loqui, dicamus, quod terminus de se supponit pro praesentibus. Et si supponat pro aliis, hoc erit ratione sui adiuncti, scilicet verbi ampliandi vel verbi praeteriti vel futuri temporis. [William of Sherwood. *Introductiones in Logicam*, S. 164. 338-441]

しかし他方で、もし我々が固有な仕方では述べることを欲するならば、我々は次のことを述べるであろう。項辞は自体的に現在在るものどもを代示する、と。そしてもし他のものどもを代示するのであればこのことはその項辞の付加されたものの規定によってであろう。すなわち、拡張する動詞の、あるいは過去あるいは未来時制の動詞の規定によってであろう。

Hoc verbum >currit< et similia non restringit terminum, quia terminus de se supponit pro presentibus. Et dico, quod ille terminus >homo< supponit pro praesentibus de se, quia significat formam in comparatione ad suas res. Haec autem comparatio tantum salvatur in existentibus. Solum enim est suum significatum forma existentium, et propterea pro his de se. [William of Sherwood. *Introductiones in Logicam*, S. 164. 449-455]

この「走る」という動詞とそれと類似のものどもは項辞を制限しない。なぜなら項辞はそれ自体的に現在あるものどもを代示するからである。また私は次ぎのように述べる。この「人」という項辞は自体的に現在在る人々を代示する。なぜならその項辞に属する事物との関係において或る形相を表示するからである。しかしこの関係はただ現在あるものどもにおいてのみ見出される。

実際、この項辞の表示対象はただ現存するものの形相のみでありまたそれ故に自体的に現存するものどもを代示するのであるからである。

ここでは先に挙げた箇所と同様に動詞による項辞の代示対象の時間的な制限について述べているのであるが、先に述べたことと異なり此処では項辞はそれ自体として現在あるものを代示すると述べられている。シャーウッドのウィリアムのテキストを整合性をもつものとみなす際、このことはどのように理解されるべきか。先に挙げた文章と、後に挙げた文章ではそれぞれ “secundum se” と “de se” という述べ方の違いを見出すことができるが、“secundum se” と “de se” が近接した箇所では用いられ、同様のことを意味するであろう箇所は他にも見出すことができる。例えば以下のようにである。

.....quia dictiones semper suum significatum praesentant, quantum de se est. Et si praesentant suam vocem, hoc non est secundum se, sed ex adiunctione cum praedicato. [Sherwood of William. *Introductiones in logicam*, S. 138. 88-91] なぜなら言葉は常に、自体的である (de se) 限りで、その表示対象を表出するからである。そしてもしその音声を表出するならば、これは自体的に (secundum se) ではなくて、述語とともに付加されたものによってである。

このように、もしも “de se” と “secundum se” は全く意味が異なるのであれば、文章の整合性が取れないことになる。なぜならここでは、“de se” と “secundum se” が全く違う意味であれば、言葉が音声そのものを表出する際に “secundum se” に表出するのではなくて、述語とともに付加されたものの規定によって表出するのだとしても、“de se” である可能性は否定できず、言葉が表示対象を表出する場合と音声を表出する際の対比関係が崩れてしまうからである。そうであるから、ここでは “de se” と “secundum se” は同様の意味で用いられていると思われる。項辞の自体的な代示対象について述べられる先の箇所においても、これと同様の仕方では “de se”, “secundum se” は用いられていると思われる。また、Brands と Kann もそこでこの二つを “an sich” とし、訳し分けていない。これらのことから、拙稿において “de se”, “secundum se” の

違いは重視しない。

5. 二つの箇所における記述の矛盾の解決

さて、そうであるとする、項辞が本来代示するものについて異なる見解が示されていることを整合性をもって理解するための方法として次のように解釈することが考えられる。先に述べられたことと後に述べられたことは矛盾しない。なぜなら先に述べられた代示対象は後に述べた代示対象を包含するからである。後者は先に述べられた代示の対象の一部、この場合は現存する代示対象にのみ着目して論じているのではないか。

この解釈が妥当であるか否かについて、検討するために、先に挙げた二つの文章(以降 de Rijk が挙げた文章 (*Introductiones in Logicam*. S. 156. 325-335) を A, 本稿で挙げた文章 (*Introductiones in logicam*. S. 164. 338-441, 及び, S. 164. 449-455) を B というアルファベットを用いて指し示すものとする)の位置付けをみてみよう。

まず、文章 A, 文章 B は項辞の特性について論じる箇所のうち、とくにアペラチオについて論ずる箇所のうちに置かれている。アペラチオとは代示と同様に項辞の諸特性の一つとして挙げられ、“est”を媒介に述語付けられた項辞のもつ作用であること、そしてその示す対象は現存する事物(res)であることが述べられる。現存する事物を示すという点においては、主語の位置に置かれた項辞も、述語の位置に置かれた項辞もアペラチオの対象をもつと述べられている。そして、引用された箇所は項辞のアペラチオの対象と代示の対象がどのようなときに一致しどのようなときに不一致であるかについて与えられた規則(換言すると、どのようなときに項辞が現在あるところのもののみを代示するのかについて与えられた規則)“Terminus communis non restrictus habens sufficientiam appellatorum supponens verbo de praesenti non habenti vim ampliandi supponit tantum pro his, quae sunt” (*Introductiones in logicam*. S. 156. 321-324)について、その各々の肢について説明する際に用いられている。そこで文章 A は“non restrictus”について

の説明の主文において、文章 B は“non habenti vim ampliandi”異論に対する回答において述べられている。

文章 A では本来現在、過去、未来のものを代示する「人」という項辞が現在時制の“currit”によって現在あるところのものを代示するように制限されると述べられ、文章 B では同じ「人は走る」という例を用いて「人」は本来現在あるところの人々を代示するのだから、現在時制の同時によっては拡張されず、過去や未来時制の動詞や可能の助動詞によって拡張されると述べる。二つの文章の間には「制限」と「拡張」という観点の差異を見出すことができるが、前者では本来代示するものからより狭いものへと制限されると述べられ、後者ではより狭いものから広いものへと拡張されると述べられている。この点から、先に提案した解釈は妥当ではないと思われる。なぜなら、それ自体として現在、過去、未来のものを代示する項辞が、ある場面では現在のものを代示することのみに着目して、それ自体として現在あるものを代示する、と述べられることは可能であるが、しかし、もし文章 B が文章 A とそのような関係にあるならば、「拡張」という観点から述べられる際には、その項辞が未来や過去のものを代示する際に、現在のものを代示するときと同様に拡張されないと述べられるべきだからである。また、文章 B では代示の対象が現在あるものであることについて、表示に遡って説明しているが、そこでは明確に表示は現在存在するものとのみ関係をもつことが述べられている。そのようなことから、同じ前提で、同じ観点から文章 A と文章 B を解釈することは困難であると思われる。

文章 A と文章 B は異なる前提に立っていると考える方が妥当であるように思われる。それはパリ-オックスフォード分裂と呼ばれることもあり⁴、簡潔に説明すると、パリの伝統では本来項辞は現在、過去、未来にわたって表示対象を表示すると考え、オックスフォードの伝統で

⁴Norman Kretzmann, Anthony Kenny, Jan Pinborg and Eleonore Stump, eds. *The Cambridge History of Later Medieval Philosophy: From the Rediscovery of Aristotle to the Disintegration of Scholasticism*, p. 174-187.

は項辞は本来現在あるものを表示するとしている。このような表示についての異なる考えを前提として、文章 A と文章 B は記されていると考えられる。文章 A と文章 B で述べられていることの差異はこのことに合致し、文章 A の部分でパリの伝統に従って、文章 B ではオックスフォードの伝統に従って論述していると思われる。

また、文章 B では「固有な仕方では述べることを欲するならば」と述べられている。シャーウッドのウィリアムは代示を定義する際に、現実態に即した定義 (*secundum esse in actu*) と習態に即した定義と (*secundum esse in habitu*) を措定しているが、固有な仕方では述べられる代示や、恐らく対応するであろう一般的な仕方では述べられる代示などには言及していない。そうであるから、ここで新たな代示の区分が提示されているのではなく、文章 A で述べられたことに対する文章 B の位置づけが示されているのだと思われる。ここから、項辞がそれ自体として代示するのは現在在るものであるという主張をシャーウッドのウィリアムは固有なものだと考えていたことが分かる。つまり、シャーウッドのウィリアムはオックスフォードの流れを汲んでいたであろう。

以上のように、文章 A と文章 B は異なる前提に従って記述されたものであると思われるが、この二つの文章の間には次のような違いも見出しうる。それは、文章 A においては代示しうる (*potest supponere*) と述べられているのに対して、文章 B ではただ代示する (*supponit*) と述べられているという点である。文章 A は、確かに de Rijk の本性的代示解釈と合致するような記述である。しかし、文章 A と同様に項辞の本性的な代示対象について論じている箇所では「代示することが可能である」というような仕方ではなく、「代示する」とのみ述べられていることに着目すると、シャーウッドのウィリアムの言葉の区分に従って考えると、文章 B では実際に口にされた、あるいは記された言葉が単独で代示する場合について論じている、と捉えることが可能であろう。例えばただ「人」と口にされた場合の「人」がもつ代示について論じるようにである。

オッカム以前に、代示について論じた者達がこのように、実際に単独で用いられた項辞の代示対象について論じていたという解釈は、本性的代示についての Mullaly⁵ の解釈⁵に見出すことができる。項辞単独での代示について論じていたことを指摘することの価値についての判断は棚上げして、ここでは本性的代示を措定していないシャーウッドのウィリアムが、かえって、実際に項辞がそれ自身で代示を行うことを述べているように思われることを指摘するにとどめたい。

6. 結論

今まで述べてきたことをまとめると次のようになる。シャーウッドのウィリアムの一見矛盾するような二つの記述、文章 A と文章 B については、二つの文章が異なる伝統に従って論述していることに起因し、シャーウッドのウィリアムにとっては、前者は自体的な代示の対象について一般的な仕方では、後者が自体的な代示の代示対象について固有な仕方では述べていると解釈すると、二つの文章の矛盾について説明できると思われる、つまりパリの伝統とオックスフォードの伝統に従って記述されている。また、文章 A では「代示することが可能である」と述べられていることに対して、文章 B ではただ「代示」と述べられていることから、文章 B は可能的であるのみではなく、実際に代示するものであると思われるので、実際に単独で用いられた項辞の代示対象をシャーウッドのウィリアムが想定していたのであろうことが窺える。

文献

- ・ Kretzmann, Norman. Anthony Kenny. Jan Pinborg and Eleonore Stump. eds. 1988. *The Cambridge History of Later Medieval Philosophy: From the Rediscovery of Aristotle to the Disintegration of Scholasticism*. Cambridge: Cambridge University Press.

⁵Joseph Mullaly. *The Summulae logicales of Peter of Spain*. 1945. p. 48

- Lambert of Auxerre. 1971. *Logica (Summa Lambertii)*. ed. Franco Alessio, Firenze: la Nuova Italia.
- Mullaly, Patrick Joseph. 1945. *The Summulae logicales of Peter of Spain*. Notre Dame: Indiana.
- Petrus Hispanus Portugalensis. 1972. *Petrus Hispanus Portugalensis, TRACTATUS, called afterwards Summule Logicales, First Critical Edition from the Manuscripts with an introduction*. ed. L. M. de Rijck, Assen: Van Gorcum.
- de Rijck, L. M. 1971. “The Development of Suppositio Naturalis in Mediaeval Logic I. Natural supposition as non-contextual supposition” *Vivarium*. Assen: Van Gorcum.
- William of Ockham. 1974. *Guillelmi de Ockham opera philosophica et theologica: Opera philosophica: 1*. eds. Philotheus Boehner, Gedeon Gál, Stephanus Brown, St. Bonaventure, N. Y. : Franciscan Institute.
- William of Sherwood. 1995. *Introductiones in logicam = Einführung in die Logik*. eds. et trans. Hartmut Brands and Christoph Kann, Hamburg: Felix Meiner.
- 渋谷克美, 1997, 『オッカム『大論理学』の研究』. 創文社

(あなん たかゆき, 広島大学大学院文学研究科博士課程前期 [哲学])